

公設芳賀地方卸売市場経営戦略

団体名 : 芳賀地区広域行政事務組合

事業名 : 公設地方卸売市場事業

策定期日 : 令和 3 年 3 月

計画期間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

※複数の市場を有する事業にあっては、市場ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用	事業開始年月日	昭和50年11月
職員数	兼任 2 人	市場種別区分	地方卸売市場
前回の移転 又は再整備年度	移転・再整備なし	次回再整備予定年度	再整備予定なし
広域化実施状況	実施していない。		
民間活用の状況	ア 民間委託	施設の維持管理業務及び統計業務の一部について、卸売会社等に業務委託を行っている。	
	イ 指定管理者制度	実施していない。	
	ウ PPP・PFI	実施していない。	

(2) 使用料形態

※取扱い種別、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

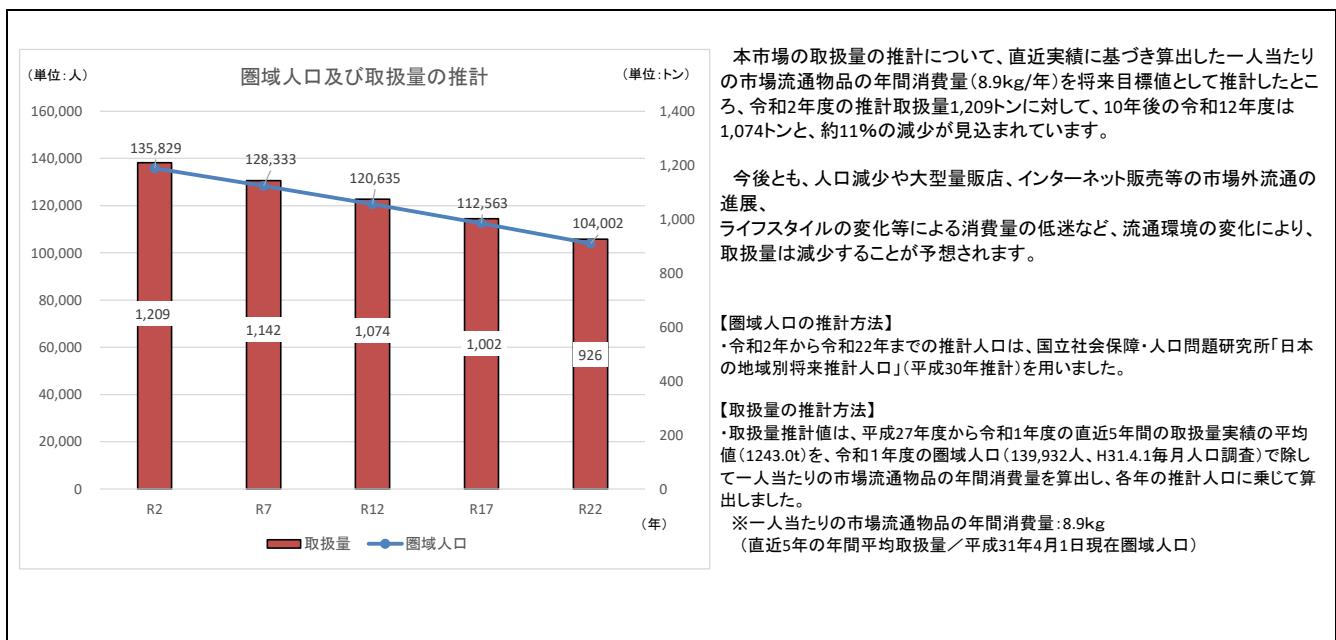
売上高割使用料の概要・考え方	条例及び規則に基づき、卸売業者より徴収している。売上高割使用料の金額は、売上金額の1,000分の5としている。
施設使用料の概要・考え方	条例及び規則に基づき、付属営業人等より徴収している。条例で施設ごとに1m ³ の月額単価を定めている。
使用料改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成14年4月1日

(3) 現在の経営状況

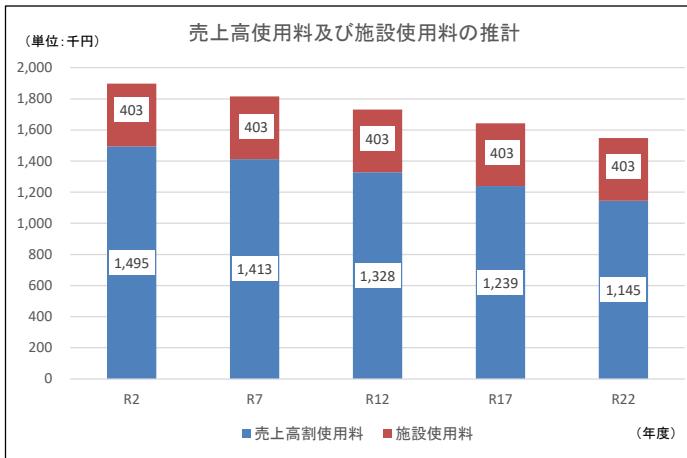
	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
年間取扱高 (t) ※過去3年度分を記載	H29	972	213	52			1,237
	H30	931	165	55			1,151
	R1	923	152	50			1,125
年間税込売上高 (百万円) ※過去3年度分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
	H29	188	58	99			345
	H30	181	48	96			325
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29	110.7%		H30	97.7%	R1	94.9%
	H29	22.8%		H30	21.2%	R1	19.4%
	H29	84.3%		H30	76.4%	R1	75.5%
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載	H29	96.8%		H30	97.2%	R1	97.6%
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	H29	0.0%		H30	0.0%	R1	0.0%
<p>「収益的収支比率(経常収支比率)」は、総費用が総収益でどの程度まで賄われているかを示す数値であり、高い方が良い比率であります。本市場は令和1年度の収益的収支比率が94.9%であり、おおむね100%前後で推移しています。</p> <p>「経費回収率」は、主たる営業収益で必要な経費等をどの程度回収できているかを示す数値であり、高い方が良い比率であります。令和1年度の経費回収率は19.4%であり、20%前後で推移しています。</p> <p>「他会計補助金比率」は、他会計繰出金への依存度を示す数値であり、低い方が良い比率であります。令和1年度の他会計補助金比率は75.5%であり、減少傾向にあります。</p> <p>「有形固定資産減価償却率」は、資産の老朽化の程度を示すもので、高いほど老朽化が進んでいるとされています。本市場の各施設は昭和50年に整備されたものであることから、令和1年度97.6%と高い数値になっています。</p> <p>「企業債残高対料金収入比率」は、料金収入に対する企業債残高の割合を示す数値です。本市場は企業債残高がありません。</p>							

2. 将来の事業環境

(1) 取扱高(t)の見通し



(2) 使用料収入の見通し



本市場の使用料収入は、「売上高割使用料」及び「施設使用料」で構成されています。

令和2年度を基準とした、10年後の使用料収入は以下のように見込んでいます。

売上高割使用料 : R2年度⇒R12年度 ▲167千円(88.8%)

施設使用料 : R2年度⇒R12年度 ±0千円 (100%)

売上高割使用料は人口減少に伴う取扱量の減少により、10年間で11.2%の減少となる見込みです。また施設使用料は、横ばいの状況で、今後も一定額を維持しつつ推移する見込みです。

【推計方法】

・売上高割使用料は、直近である令和1年度の使用料実績額に、各年度の推計人口を基に算出した人口増減率を乗じて求めました。(人口増減率=推計人口/R1年度の圏域人口)

・施設使用料は、令和2年度の使用状況(付属営業人等2者)による収入見込額を将来目標値として推計しました。

(3) 施設の見通し

本市場は、昭和50年の開設から45年が経過しており、施設及び冷蔵庫、冷凍庫等の設備の老朽化が進行しているため、定期保守点検や早期の修繕など適正な管理を行うことにより、現有設備等の延命化を図っていきます。

また、施設・設備の更新については、緊急度、重要度の高い修繕等にとどめ、効率的で適正な維持管理に取り組み、設備投資の増加を抑制していきます。

(4) 組織の見通し

施設の維持管理業務及び統計業務の一部を卸売業者等に委託していることから、本庁に2名(兼務)の体制で業務を行っており、今後も現在の体制を基本として、管理運営業務を行っていきます。

3. 経営の基本方針

・人口減少や流通環境の変化等により今後も需要量の減少が想定されますが、、圏域住民への生鮮食料品の安定供給、集荷・分荷あるいは公正な価格形成といった公共的機能、地場農産物の出荷者や小売業者の安定的な出荷・仕入先としての役割などを果たすために、以下の3点を本市場の目標とします。

1. 地域における農産物の効率的な流通拠点
2. 地場農産物の産地振興と地産地消の場の提供
3. 公正かつ透明性のある市場取引の確保

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	投資的経費の平準化
-----	-----------

施設・設備等の定期的な保守点検や早期修繕、また設備使用の合理化等、効率的で適正な維持管理を行うことにより、投資的経費の抑制を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	一般会計繰入金の平準化
-----	-------------

投資的経費を抑制し、事業費の増加を抑えるとともに、卸売業者の健全経営を維持し、一般会計からの繰入金の増加を最小限にとどめます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費の主なものは、敷地の借地料に関するものや、施設の維持管理に要する委託料などで、歳出の約7割を占めています。

取扱高の減少に応じた設備等の維持管理や業務委託の見直しなどにより、今後も引き続き経費の削減に努めます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	現在の公設公営を継続しつつ、民間的経営手法の導入を含めたより効率的な事業運営について調査研究を行います。
投資の平準化	施設・設備について、緊急度、重要度の高い必要最小限の修繕を計画的に実施し、投資の平準化に努めます。
広域化	他市場の状況を参考に調査研究を行います。
その他の取組	老朽化した施設設備の適正な維持管理を行うとともに、市場関係者の防災・安全対策に関する意識の啓発に努めます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	卸売業者等の経営状況を勘案し、売上高割使用料および施設使用料ともに、当面は現状維持とします。引き続き、卸売業者の経営状況の改善に取り組んでいきます。
企業債	なし
繰入金	卸売業者等の健全経営を維持し、使用料収入を確保するとともに、投資的経費を抑制し、更なる経費節減に努め、繰入金の増加を最小限にとどめます。
資産の有効活用等による収入増加の取組	老朽化した施設・設備等の修繕を行いながら、資産の有効活用の可能性について調査研究を行います。
その他の取組	地産地消の推進、地場農産物の消費拡大に取り組むとともに、買受人の多様なニーズに柔軟に応えられる品揃えを確保することにより、本市場の取扱高増加に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	施設の維持管理に要する委託費は、必要最小限の契約としています。
管理運営費	施設の修繕に要する費用は、安全性や緊急度を踏まえて必要最小限の範囲で実施し、備品購入費などの他の管理運営費用についても、引き続き適切な支出に努めています。
職員給与費	本市場についての専任職員を置かず、兼務職員を配置することにより、給与費の削減に努めています。
その他の取組	

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	卸売市場は、人口減少や流通環境の変化等により取扱量が減少傾向にありますが、生鮮食品等の安定供給基地として、消費者に対する生鮮食品の安定的な提供、生産者に対する販路の提供、小売業者に対する取引の場の提供といった重要な役割を果たしていることから、必要な機能であります。
公営企業として実施する必要性	県東圏域の卸売市場は本市場のみであり、圏域住民への生鮮食品の安定供給、公正な価格形成といった公共的機能、安定的な出荷・仕入先としての役割などの機能は重要であり、食品流通及び地域経済への貢献などの観点から、当面は公営企業として実施していくことが必要であります。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略は毎年度検証を行い、卸売市場を取り巻く環境の変化等を踏まえて適宜修正を行っていきます。また、改定は5年ごとを基本に行うこととします。
---------------------	---

投資・財政計画 (收支計画)

(単位:千円, %)

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (R2年)	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)	R8 (2026年)	R9 (2027年)	R10 (2028年)	R11 (2029年)		
					(E)+(I) (J)	△ 237	△ 538	△ 1,021	△ 880	△ 896	△ 896	△ 701	△ 783	△ 583	△ 583
収支再差引															
積立金	(K)														
前年度からの繰越金	(L)	8,647	8,410	7,872	6,851	5,971	5,075	4,179	3,478	2,695	2,112	1,529	1,146		
前年度繰上充用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	8,410	7,872	6,851	5,971	5,075	4,179	3,478	2,695	2,112	1,529	1,146	763		
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実質収支	黒字(P) (N)-(O) 赤字(Q)	8,410	7,872	6,851	5,971	5,075	4,179	3,478	2,695	2,112	1,529	1,146	763		
赤字比率	(Q) (B)-(C) × 100														
収益的収支比率	(A) (D)+(H) × 100	98	95	91	92	92	92	94	93	95	95	97	97		
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)														
営業収益一受託工事収益	(B)-(C) (S)	2,178	2,047	1,898	1,898	1,898	1,898	1,898	1,816	1,816	1,816	1,816	1,816		
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S) × 100)														
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V) × 100)														
他会計借入金残高	(W)														
地方債残高	(X)														

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R3 (2021年)	R4 (2022年)	R5 (2023年)	R6 (2024年)	R7 (2025年)	R8 (2026年)	R9 (2027年)	R10 (2028年)	R11 (2029年)
					(決算)	(決算)							
収益的収支分		7,840	7,977	8,737	8,873	8,805	8,805	9,000	9,000	9,200	9,200	9,400	9,400
うち基準内繰入金		3,077	3,168	3,496	3,495	3,479	3,479	3,479	3,479	3,479	3,479	3,479	3,479
うち基準外繰入金		4,763	4,809	5,241	5,378	5,326	5,326	5,521	5,521	5,721	5,721	5,921	5,921
資本的収支分													
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金													
合 計		7,840	7,977	8,737	8,873	8,805	8,805	9,000	9,000	9,200	9,200	9,400	9,400